# 安管情報 No.4

令和８年１１月２日
北海道安全運転管理者協会
北海道安全運転管理者事業主会
（事務局011-241-3959）

北海道では、これまでに悲惨な飲酒運転による交通死亡事故が発生している。
これを受けて、北海道では「飲酒根絶条例」を制定し、7月18日を飲酒根絶の日とするとともに、官民挙げた飲酒運転の根絶に取り組んでいる。
また、危険運転致死傷罪、道路交通法など法整備による飲酒運転の厳罰化、酒酔い運転の数値が明確化したことによりその適用範囲が広まっている。
しかしながら、道内における飲酒運転の検挙を見ると、11月2日現在で昨年と同様の検挙件数をみており、一向に減る気配がないのが現状である。

## 【飲酒運転根絶宣言活動を実施しよう】

この時期は忘年会等の宴席の機会が増えることからも事業所ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組みましょう。事業所において運転者に飲酒運転を絶対にさせないことを意識づけさせるために「飲酒運転根絶宣言書」に署名・提出してもらい、職場に掲示したり、カードにして携行させるとよいでしょう。また事業所で飲酒を伴う行事があるときは、お酒を飲まない人を事前に決めておき、その人が同僚を自宅まで安全に届ける「ハンドルキーパー運動」を推進することで飲酒運転を防止しましょう。
このほか、管理者が出席者の交通手段をチェックして車による出席を禁止するとともの、タクシーや送迎バスを手配するなど、管理面からも飲酒運転の根絶を図りましょう。

## 【二日酔い運転を防止しよう】

「寝たから覚めた」と思い込み、運転をして事故を起こすケースがあります。
アルコールは考えている以上に体内に長く残っていることに注意させる必要があります。そこでアルコールに関する正しい知識を身につけるために、研修会を開きましょう。その際の資料は管理者が作成すると、自身の知識も深まります。また前日の酒が残っていないかチェックするために、運転者の顔色や呼気、応対の声の調子等を確認するだけではなく、アルコール検知器での検査を実施しましょう。この場合、検知した測定値は本人だけでなく、管理者も確認しより厳正なチェックとしましょう。

20ｇで1単位、体内分解は男性は約4時間

## 【飲酒運転・事故の厳罰化について】

道路交通法および自動車運転死傷行為処罰法の一部改正が本年7月1日に公布され、7月21日から施行されました。
「酒酔い運転」について、従来の適用要件に加えてアルコール濃度の数値基準が設けられました。
呼気1ml中0.5mg以上又は血液1mℓ中1.0mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転すると酒酔い運転となります。また、従来通り、数値に関係なく、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為も酒酔い運転となります。
自動車運転死傷行為処罰法の飲酒の影響による「危険運転致死傷罪」について、従来の適用要件に加えて、道路交通法の「酒酔い運転」と同じ数値基準が設けられました。